

○重度訪問介護サービス費

基本部分		注 重度障害者等の場合	注 障害支援区分6に該当する者の場合	注 2人の重度訪問介護従業者による場合	注 夜間もしくは早朝の場合又は深夜の場合	注 90日以上利用減算	注 特定事業所加算	注 特別地域加算	注 緊急時対応加算(月2回を限度)	注 喀痰吸引等支援体制加算
イ ロ以外の障害者に提供した場合	(1) 1時間未満 (184単位)	+15/100	+8.5/100	×200/100	夜間もしくは早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	90日以上利用減算	特定事業所加算	特別地域加算	緊急時対応加算(月2回を限度)	喀痰吸引等支援体制加算
	(2) 1時間以上1時間30分未満 (274単位)									
	(3) 1時間30分以上2時間未満 (365単位)									
	(4) 2時間以上2時間30分未満 (456単位)									
	(5) 2時間30分以上3時間未満 (548単位)									
	(6) 3時間以上3時間30分未満 (638単位)									
	(7) 3時間30分以上4時間未満 (730単位)									
	(8) 4時間以上8時間未満 (815単位に30分を増すごとに+85単位)									
	(9) 8時間以上12時間未満 (1,495単位に30分を増すごとに+85単位)									
	(10) 12時間以上16時間未満 (2,170単位に30分を増すごとに+80単位)									
	(11) 16時間以上20時間未満 (2,816単位に30分を増すごとに+86単位)									
	(12) 20時間以上24時間未満 (3,498単位に30分を増すごとに+80単位)									
ロ 病院等に入院又は入所中の障害者に提供した場合	(1) 1時間未満 (184単位)	+15/100	+8.5/100	×200/100 熟練従業者が同行して支援を行う場合 ×170/100	夜間もしくは早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	90日以上利用減算	特定事業所加算	特別地域加算	緊急時対応加算(月2回を限度)	喀痰吸引等支援体制加算
	(2) 1時間以上1時間30分未満 (274単位)									
	(3) 1時間30分以上2時間未満 (365単位)									
	(4) 2時間以上2時間30分未満 (456単位)									
	(5) 2時間30分以上3時間未満 (548単位)									
	(6) 3時間以上3時間30分未満 (638単位)									
	(7) 3時間30分以上4時間未満 (730単位)									
	(8) 4時間以上8時間未満 (815単位に30分を増すごとに+85単位)									
	(9) 8時間以上12時間未満 (1,495単位に30分を増すごとに+85単位)									
	(10) 12時間以上16時間未満 (2,170単位に30分を増すごとに+80単位)									
	(11) 16時間以上20時間未満 (2,816単位に30分を増すごとに+86単位)									
	(12) 20時間以上24時間未満 (3,498単位に30分を増すごとに+80単位)									
移動介護加算	イ 1時間未満 (100単位を加算)									
	ロ 1時間以上1時間30分未満 (125単位を加算)									
	ハ 1時間30分以上2時間未満 (150単位を加算)									
	ニ 2時間以上2時間30分未満 (175単位を加算)									
	ホ 2時間30分以上3時間未満 (200単位を加算)									
	ヘ 3時間以上 (250単位を加算)									
初回加算	(1月につき200単位を加算)									
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)									
行動障害支援連携加算(30日の間、1回を限度)	(1回につき584単位を加算)									
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×192/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可								
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×140/1,000)									
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×78/1,000)									
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位の90/100)									
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 所定単位の80/100)									
福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき 所定単位×26/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可								